

令和5年1月20日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

除雪機についての注意喚起、電動アシスト自転車用バッテリー（「電動アシスト自転車」として公表）、空気清浄機に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4件
（うち石油ストーブ（開放式）2件、
開放式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）1件、ゴム管（都市ガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
（うち電気冷蔵庫1件、はしご（伸縮式、アルミニウム合金製）1件、
電動アシスト自転車1件、空気清浄機1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 19件
（うち映像録画装置（防犯カメラ用）1件、食器洗い乾燥機1件、
スリングシート（介護リフト用）1件、椅子（ソファ）2件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、温水洗浄便座1件、
電気シェーバー1件、自転車2件、自転車（ホイール）1件、除湿機1件、
IH調理器1件、電気炊飯器1件、
イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）1件、
キックスケーター1件、コンセント付洗面化粧台1件、
除雪機（歩行型）1件、スチームアイロン1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202200814	令和4年12月30日	令和5年1月16日	映像録画装置(防犯カメラ用)	火災	当該製品のモニターを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200815	令和4年12月31日	令和5年1月16日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200816	令和4年12月6日	令和5年1月16日	スリングシート(介護リフト用)	死亡1名	施設で介護リフトに当該製品を装着して、搭乗者(90歳代)をベッドから車いすに移乗していたところ、当該製品から落下し、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月10日
A202200817	令和4年12月11日	令和5年1月16日	椅子(ソファ)	重傷1名	子供(5歳)が当該製品を使用中、当該製品及び他の椅子(ソファ)の間に膝が入り、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	椅子(ソファ)に関する事故(A202200818)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月6日
A202200818	令和4年12月11日	令和5年1月16日	椅子(ソファ)	重傷1名	子供(5歳)が当該製品を使用中、当該製品及び他の椅子(ソファ)の間に膝が入り、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	椅子(ソファ)に関する事故(A202200817)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月6日
A202200821	令和4年12月17日	令和5年1月16日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月5日
A202200822	令和4年12月29日	令和5年1月16日	温水洗浄便座	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	香川県	製造から25年以上経過した製品 令和5年1月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202200823	令和4年12月16日	令和5年1月17日	電気シェーバー	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和5年1月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年1月12日